

令和2年度

第2回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和2年5月14日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第2回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第7号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	16件
議案第8号	農用地利用配分計画(案)の意見について	1件
議案第9号	農業委員会事務の実施状況等の公表について	
報告第1号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	2件
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	17件
報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	57件
報告第5号	農地法第18条第1項第4号の規定による届出について	2件
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知について	6件
報告第7号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	7件
報告第8号	耕作放棄地に係る現況確認書について	2件
報告第9号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	1件

<出席委員> (11名)

7番 浅川 政明	8番 長谷川 秀明
9番 高橋 芳和	10番 竹下 洋一
11番 秋庭 重樹	12番 中村 浩道
13番 西郡 高夫	14番 伊原 茂久 (職務代理者)
15番 齊藤 元治	16番 長谷部 衡平 (会長)
17番 橋本 泉	

<欠席委員> (6名)

1番 石井 一也	2番 市原 律子
3番 横山 清亮	4番 小川 友安
5番 清宮 惠理子	6番 齊藤 憲次

<事務局説明員>

事務局長 表谷 拓郎	次長 岡本 茂之
次長補佐 天野 秦男	農地利用最適化推進班長 江上 章子
農地保全班長 原田 賢一	農地審査班長 小堀 紀明
農地指導班長 長谷川 隆之	

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和2年度第2回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17人中11人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号7番 浅川 政明 委員

議席番号8番 長谷川 秀明 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(橋本班長)

ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区犢橋町に本店が所在する法人が、義務者であります花見川区犢橋町に在住の方が所有する花見川区犢橋町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、長年、群馬県の農業を営む法人にて農産物生産の経験があり、ナスの大規模生産に熟知しております。

また、事業の運用資金については、農業のみで収支を確保するまでは、同社の主力事業である訪問針灸あん摩マッサージ業で賄う予定とのことです。将来においては、規模拡大を視野に、安定経営を目指すとのことです。

申請地の取得後の作目は、ナスを予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料4ページから6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区誉田町1丁目に在住の方が、義務者であります若葉区野呂町に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、10数年前から農家の方の指導を受けながら、農業の経験を積んでおります。

また、事業の運用資金は、当面は権利者とその妻が現在の仕事を続けることで収入を得る他、預貯金で賄う予定とのことです。将来においては農業に完全に移行し、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、ジャガイモ、小松菜、サツマイモ、ナスを予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、第1項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、事務局より補足事項があります。

事務局

1項につきまして、事前審査会で質疑のあった事項に関して、補足説明をいたします。

第1項ですが、収益金額算出に当たり指摘がございました。

ナスの単価について1キロ320円で計算しているが、1番値の良い金額なのでこの指摘がありました。

今回、令和元年から平成29年の過去3年の平均単価を計算しますと1キロあたり274円となり、計算しますとだいたい657万6,000円となり、当初よりも150万減の収益となります。

市場価格の変動等により収益は変動しますが、公設市場への出荷だけではなく、積極的に販路拡大をする予定であり、また、ブランド化も見据えて行っていき売り上げを確保すべく検討中であ

るとのことです。

また、生産経費のうち人件費につきましても、農作業がない日に関しては、グループ関連施設への派遣等により人件費の調整をすることも可能でございます。

いずれにしましても、農業のみで収支を確保するまでは、当社の主力業務であるマッサージ業でケアすることを考えております。

補足説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長及び事務局の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いいたします。

西郡委員

第1項の法人の店舗はどこにありますか。

事務局

訪問形式で行う業態と聞いています。

秋庭委員

第1項の法人が新規就農として農業分野に参入した理由を教えてください。

事務局

今回、営農に携わる社員は二人とも長年農業経験があり、特にナスの生産については、経験値が高いとのことでした。

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(橋本班長)

ご説明いたします。
第1項です。

議案書の2ページをご覧ください。

お手元の資料7ページから9ページをご参照ください。

本案件は、共同住宅用地とするものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南に約850メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管・下水道管・ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて処理後、オーバーフロー分を側溝に接続します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(梶本班長)

ご説明いたします。

議案第3号ですが、第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたしま

す。

はじめに第1項です。

議案書3ページをご覧ください。

お手元の資料10ページから12ページを併せてご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に、約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と事業所が混在しております。

被害防除は、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

お手元の資料13ページから15ページを併せてご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、高田インターチェンジから西に約1.3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です。

議案書の4ページをご覧ください。

お手元の資料16ページから18ページを併せてご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、JR 誉田駅から南東に、約 2.6 キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から 500 メートル以内の農地で、10 ヘクタール未満の広がりであることから、第 2 種農地と判断しました。

現況は田で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、フェンスを設置し、また内周にも土堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

次に、第 4 項です。

お手元の資料 19 ページから 21 ページを併せてご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、蘇我インターチェンジから西に、約 300 メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から 500 メートル以内に小学校が 2 校あること、

また蘇我インターチェンジから概ね 300 メートル以内に位置していることから、第 3 種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、土堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第 5 項です。

議案書の 5 ページをご覧ください。

お手元の資料 22 ページを併せてご参照ください。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール穴川駅から南東に約 600 メートルに位置する農地です。

農地区分は、下水道管・ガス管が埋設された道路の沿道の区域

で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、オーバーフロー分を雨水管へ接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第6項です。

お手元の資料23ページを併せてご参照ください。

本案件は、堆肥置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大網白里市立季美の森小学校から北に約650メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、土堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、事務局より補足事項があります。

事務局

第3項につきまして、事前審査会で質疑のあった事項に関して、補足説明をいたします。

隣接地の太陽光設置に関しまして、平成31年3月に許可を得て、許可後1年以上工事を施工されていない理由に関して説明します。

理由は、東京電力からの売電開始の回答が昨年末になったことによるためでございます。

原因としましては、東京電力との売電に関する契約締結後において、当該申請地は接続困難地域として、東京電力側において変電所で受け取る電気容量の増設工事の完了見込みが立たなければ、発電事業者への売電開始の回答がなされないこととなります。

本事業に関して、売電開始の回答がなければ、施設の維持コストを考慮した場合に、資材の搬入や工事の着工に踏み込めない状況でございます。

本件は、繰り返しとなりますが、東京電力からの回答が昨年末になったこと、併せて、回答の同時期に今回の申請地でも太陽光発電を行いたいとの地権者からの要望があり、隣接地であるメリットを活かし、設置コストを削減するため、本申請地と併せて工事を着工する計画といたしました。

そのため、総合して、着工が遅れてしまっている状況でございます。

本件の許可後は、資材搬入の時期を調整の上、着手する次第との回答を、転用事業者から得ております。

補足説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。
議案書6ページをご覧ください。
第1項です。

本件に係る転用事業は、当初、専用住宅用地を整備する事案として、令和2年1月に開催された第10回総会に上程され、許可されたもので、その後に計画変更承認申請が提出されました。

変更申請の内容は、当初、権利者を共有名義とし、敷地を使用貸借した上で、専用住宅を建築予定でしたが、銀行からの融資の関係によって、単独名義での所有権移転へ変更するものとなります。

なお、事業計画の内容や事業費等については変更ありません。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は承認と決定いたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

第1項です。

稲毛区長沼町在住の農業相続人が、被相続人である父親が所有し耕作していた稲毛区長沼町の畑1筆、面積4,960平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。

当該農地については、4月17日に大宮推進委員と事務局職員にて現地調査を実施し、「相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるための、被相続人及び相続人の要件を満たしている」ことを確認しました。

事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は承認と決定いたします。

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

第1項です。

習志野市実籾に在住の方が所有している、花見川区長作町の畑2筆、合計面積637.5平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和2年4月24日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班長からの説明について、質問、意

見等がありましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第5項について、〇〇〇〇委員が義務者となっており、また、第8項から第11項までの権利者である法人について、△△△△委員が理事を務めておられます。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただいた上で、第5項を審議、採決します。

その後、関係委員に再入室いただき、関係委員にはご退室いただいた上で、第8項から第11項までを審議、採決します。その後、関係委員に再入室いただいた上で、残りの審議、採決をすることとします。

それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

——— 関係委員退室 ———

議長
(長谷部会長)

それでは初めに、第5項について、事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(橋本班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の11ページをご覧ください。

第5項は、花見川区畑町在住の農家の方が、同町在住の方が所

有する同町の畑2筆、合計面積3,434平方メートルに使用貸借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「ネギ、キャベツ、ブロッコリー」です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第5項については、原案どおり決定といたします。

それでは、関係委員にご入室いただきます。

——— 関係委員入室 ———

議長
(長谷部会長)

第8項から第11項の審議に移りますので、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

——— 関係委員退室 ———

事前審査第2班
(楢本班長)

事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否

についての判断を依頼されたものです。

議案書の12ページをご覧ください。

第8項から14ページの第11項までは、権利者が同一のため一括して説明します。

緑区椎名崎町の農地所有適格法人が、同区中西町在住の方、他6名が所有する中西町及び同区古市場町の田13筆、合計面積20,816平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等 ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第8項から第11項については、原案どおり決定いたします。

それでは、残りの審議に移りますので、関係委員にご入室いただきます。

——— 関係委員入室 ———

議長
(長谷部会長)

事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(橋本班長)

ご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

第1項は、緑区大椎町在住の方が所有する同区大木戸町の畑7筆、合計面積17,700平方メートルを旭市蛇園の農地所有適格法人に所有権を移転するものです。権利者の作付品目は「デントコーン」で、酪農を営む自社で使用することです。

第2項は、若葉区下泉町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積3,965平方メートルを同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。

次に、10ページをご覧ください。

第3項は、中央区生実町在住の方が所有する若葉区野呂町の畑1筆、面積644平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「落花生、ダイコン、ニンジン」です。権利者は65歳以上ですが、子の夫が後継者となる予定とのことです。

第4項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田6筆、合計面積11,780平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「水稻」です。権利者は高齢ですが、子が後継者となる予定とのことです。

次に、11ページをご覧ください。

第6項から12ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。

佐倉市上志津原の農地所有適格法人が、稲毛区六方町在住の方、他1名が所有する花見川区宇那谷町の畑4筆、合計面積2,595平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「ダイコン」です。

次に、14ページをご覧ください。

第12項から16ページの第16項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。全ての項目が一括方式の農地中間管理事業です。

第12項は、緑区高田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積2,748平方メートルに賃借権

を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン、コマツナなど」です。60日以上に従事者は1名のみですが、繁忙期には子の手伝いを得て対応しているとのこととです。

次に、15ページをご覧ください。

第13項は、若葉区多部田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑6筆、合計面積4,012平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は、10年、権利者の作付品目は「サトイモ、落花生、菊芋」です。

第14項から16ページの第16項は、権利者が同一のため一括して説明します。

お手元の資料24ページから28ページをご参照ください。

資料は青年等就農計画書を添付しております。

緑区おゆみ野中央の株式会社が、同区誉田町在住の方、他2名が所有する同区平川町の畑5筆、合計面積5,253平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は、10年、権利者の作付品目は「イチゴ、ブドウ、キウイ」です。権利者は、新規就農者ですが、役員のうち1名は、市外の農場において、平成28年9月から、いちごなどの栽培管理全般に従事しているとのこととです。また、本年4月には、市農政センターが主体となって就農準備会を開催し、千葉県農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところとです。

第1項から第16項の合計面積は、72,947平方メートルとです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議長
(長谷部会長)

議場

—— 質問・意見等 ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定といたします。

次に、議案第8号「農用地利用配分計画（案）の意見について」を上程いたします

事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。

議案書の18ページをお願いします。

お手元の資料29ページから32ページをご参照ください。資料は農業経営実施計画書を添付しております。

本案件は、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、以前に中間管理権を取得した農地を、経営の開始を希望する担い手へ貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。

中間管理事業の手続きにつきましては、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをまとめて行う一括方式が導入されたところですが、本案件は、これらの手続きを2段階に分けて行う従来方式の後半部分にあたります。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。

第1項は、若葉区野呂町の畑9筆、合計面積10,840㎡を、花見川区天戸町の株式会社に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和3年11月30日までの約1年5か月間、以前に機構が中間管理権を取得し、県の認可を受けて別の担い手へ貸し付けていた農地について、中途解約に伴い、機構が新たな借り手に貸し付けるために実施するものです。権利者の作付品目は「キャベツ」で、主に自社が営む業務用野菜の加工に使用するとのこと。同社は、新規就農者ですが、近傍の農

家を手伝うかたちで3年ほど農業にたずさわっており、確定している専従者1名は、農業経験があります。また、臨時雇用を数名予定しており、常時雇用についても、農業求人サイトを通じて求人募集中とのこと。加えて、繁忙期には、必要に応じて農業経験のある他社員も動員する予定です。なお、本年4月には、市農地活用推進課が主体となって法人等参入支援会議を開催し、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、経営計画について協議したところです。

事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第8号の説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、「意見なし」と決定いたします。

次に、議案9号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

別冊の議案書1ページをご覧ください。

議案第9号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてですが、農業委員会における令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めようとするものです。

議案書別冊の7ページをお願いします。

はじめに、別紙様式2として、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」からご説明させていただきます。

ローマ数字1の「農業委員会の状況」については、1の「農業の概要」及び2の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおりです。

8ページをお願いします。

ローマ数字の2「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1の現状及び課題は、記載のとおりです。

2の令和元年度の目標及び実績ですが、集積面積501.88ヘクタールの目標に対して、実績は504.51ヘクタール、うち新規実績は5.7ヘクタール。達成状況は100.52パーセントとなっています。

3の目標達成に向けた活動は記載のとおりです。

4の目標及び活動に対する評価ですが、まず、「目標に対する評価」については、認定農業者、新規就農者ともに増加し、集積目標を達成できたとしており、「活動に対する評価」は、概ね計画どおり実施できたとしています。

次に9ページをお願いします。ローマ数字の3「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「1 現状及び課題」は、記載のとおりです。

次の「2の令和元年度の目標及び実績」は、参入目標7経営体に対して、参入実績が8経営体、達成状況は114パーセントとなっています。また下段の参入目標面積2.8ヘクタールに対して、参入実績面積は5.6ヘクタール、達成状況は200パーセントとなっています。

続いて「3の目標の達成に向けた活動」は、記載のとおりです。

次の4の「目標及び活動に対する評価」のうち、「目標に対する評価」ですが、経営体数、面積ともに達成することができたとしています。また、「活動に対する評価」は、概ね計画どおり実施できたとしています。

次に、10ページをお願いします。

ローマ数字4「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、1の現状及び課題は記載のとおりです。

次に、「2の令和元年度の目標及び実績」ですが、10ヘクタ

ールの目標に対して、実績が6.8ヘクタール、達成状況は68パーセントとなっています。

「3 2の目標の達成に向けた活動」は記載のとおりです。

次に「4の目標及び活動に対する評価」ですが、目標に対する評価は、目標となる面積は達成できなかったが、昨年度に引き続き遊休農地の割合は低い割合となっているとし、また、「活動に対する評価」ですが、農業委員・農地利用最適化推進委員とともに現地調査に臨んだ結果、効率的に調査が進められた、としています。

次に、11ページをお願いします。ローマ数字5の「違反転用への適正な対応」ですが、1の「現状及び課題」は記載のとおりです。

2の令和元年度の実績ですが、実績0.4ヘクタールで、2.54ヘクタールの減少となっています。

続いて3の活動計画・実績及び評価ですが活動計画及び活動実績については、記載のとおりです。活動に対する評価は、パトロールの強化等により違反防止と早期発見に努め、違反面積は減少した、としています。

次に、12ページのローマ数字6の「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

1、農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数が53件で、すべて許可となっています。

表の点検項目及び具体的な内容については、記載のとおりです。

次に、「2、農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数は122件で、表の各点検項目及び具体的な内容については記載のとおりです。

次に、13ページをお願いします。

「3、農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、表の点検項目の上段の農地所有適格法人からの報告についての右側の欄の実施状況について、上から管内の農地所有適格法人数40法人のうち、報告書の提出を行った農地所有適格法人数は24法人となっており、その下の督促を行った農地所有適格法人数は7法人で記載のとおり対応しました。

「4、情報の提供等」は、点検項目の一番下の段の「農地台帳

の整備」については、実施状況として整備対象面積4,302ヘクタール、データ更新を農地法の許可や農用地利用集積計画に基づく利用権の設定、その他農地基本台帳申告書等の提出があった場合は、それらを踏まえて、随時更新しています。

次に、14ページをお願いします。ローマ数字7の「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、特に要望・意見等はありませんでした。

最後に、ローマ数字8の「事務の実施状況の公表等」ですが、1、総会等の議事録やひとつ飛んで3の活動計画の点検・評価についてはホームページにて公表を行っています。

続きまして、議案書を戻っていただきまして、3ページをお願いします。

ここからは、別紙様式1「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。

ローマ数字1の「農業委員会の状況」については、1の「農家・農地等の概要」及び2の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおりです。

次に、4ページをお願いします。ローマ数字2の「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1 現状及び課題ですが、管内の農地面積は3,580ヘクタール、これまでの集積面積は504.51ヘクタール、集積率は14.09パーセントとなっています。

また、「課題」は、地域の貸し出し可能な農地と地域の担い手の情報の収集とそのマッチングが必要としています。

2の令和2年度の目標及び活動計画では、集積面積を514.51ヘクタールとし、そのうち新規集積面積を10ヘクタールとしました。

「活動計画」については、記載のとおりです。

次に、ローマ数字3「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

1の「現状及び課題」のうち上段の新規参入の状況については、記載のとおりです。その下の課題については「新規参入者が効率的な農業経営をするために必要な一定規模以上の集団化した

農地の確保が困難」としています。

次に、2の令和2年度の目標及び活動計画では、「参入目標数」として、7経営体、参入目標面積を2.8ヘクタールとしました。

「活動計画」については、記載のとおりです。

次に5ページをお願いします。

ローマ数字の4「遊休農地に関する措置」についてです。

1現状及び課題ですが、「管内の農地面積」は、3,580ヘクタールのうち「遊休農地面積」は、47ヘクタールで、割合は1.31パーセントです。

「課題」については、再生利用可能な遊休農地及び不作付地の担い手への集積を進める必要がある。遊休化の恐れのある農地の未然防止のための施策を講じる必要があるとしています。

次に、2 令和2年度の目標及び活動計画ですが、「目標」は、遊休農地の解消面積を10ヘクタール。過去の実績を勘案して設定しました。その下の「活動計画」については、記載のとおりです。

次にローマ数字の5「違反転用への適正な対応」です。

1 現状及び課題は、記載のとおりです。

2 令和元年度の活動計画ですが、①農地のパトロールの実施 ②違反転用防止啓発リーフレットの配布 ③違反転用防止月間を設け、農地パトロールの強化を挙げています。

以上、活動計画及び活動の点検・評価は、この総会で決定いただいたのち、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、市のホームページで公表することとなっています。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

議案第9号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第9号は、原案どおり決定といたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から9号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、議案書の20ページまで2件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、4件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の22ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の24ページまでに17件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の25ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の33ページまでに57件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第18条第1項第4号の規定による届出について」は、届出に係る農地について賃借人が適正に利用していないと認められる場合、契約解除の前にあらかじめ届出がされるもので、2件ございました。

農業委員・農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、適正に利用されていないことを確認しましたので、届出書を受理いたしました。

議案書の35ページをご覧ください。

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、議案書の36ページまでに6件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

続きまして、議案書の37ページをご覧ください。

報告第7号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、7件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の38ページをご覧ください。

報告第8号「耕作放棄地に係る現況確認書について」は、申請地の現況について、農地法上の農地等に該当しないことについて、証明願があったもので、2件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、内容につきましては記載のとおりであり、確認書を発行済みです。

続きまして、議案書の39ページをご覧ください。 報告第9号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、1件ございました。

内容につきましては、4月の総会で審議されたもので、4月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第9号について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年度第2回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時10分)